

長崎市告示第509号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、本市の歳入の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 8年7月13日

長崎市長 鈴木 史 朗

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所

株式会社NTT ドコモ・フィナンシャルグループ 代表取締役 江藤 俊弘
東京都千代田区永田町二丁目11番1号

2 歳入の種類

固定資産税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、市県民税（普通徴収）、市県民税（特別徴収）、軽自動車税、国民健康保険税、法人市民税、事業所税、宿泊税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、市営住宅家賃、市営住宅駐車場使用料

3 指定日、指定期間及び委託日

- （1） 指定日 令和8年7月1日
- （2） 指定期間 令和8年7月1日から令和9年3月31日まで
- （3） 委託日 令和8年7月1日